



## 診断書強要行政訴訟第4回弁論

# 被告主張への反論書面提出

会社の診断書強要・団交開催拒否を容認する不当な中労委命令の撤回を求めた行政訴訟の第4回弁論が6月8日東京地裁で開催され、多くの組合員・OBが傍聴しました。

今回は、原告が被告の国や補助参加人の会社の主張に対する反論を提出、それに対して国と会社も反論を提出することがあきらかにされ、さらに原告も追加の主張を行うことになりました。

弁論終了後、仲田弁護士より「国の主張は、命令文の内容をただ繰り返しているだけに過ぎない。」「会社は協約第250条をたてに団交を拒否しているが、JR東海では「～基準」とされているがJR東日本では「～関する」とされて団交を開催している。命令では労使慣行ということが主張されているが、会社が一方的に団交開催を拒否をしているだけだ。苦情処理制度も機能していない。こうしたことを主張していく。」と報告がされました。

プロジェクトの成田本部特執から、問題があってもあきらめず闘いに立ち上がった車両所分会松井さんに学び闘おう。窓口回答に対する抗議を継続しよう。」と決意が述べられ、地本伊藤書記長から地本大会を成功させようという呼びかけ、地本OB会芳原さんからOB会もともに闘うという挨拶がありました。

不当な命令の撤回を求めて組合員・OB一丸となって闘っていきましょう。

■次回は8月21日14時30分開催されます。